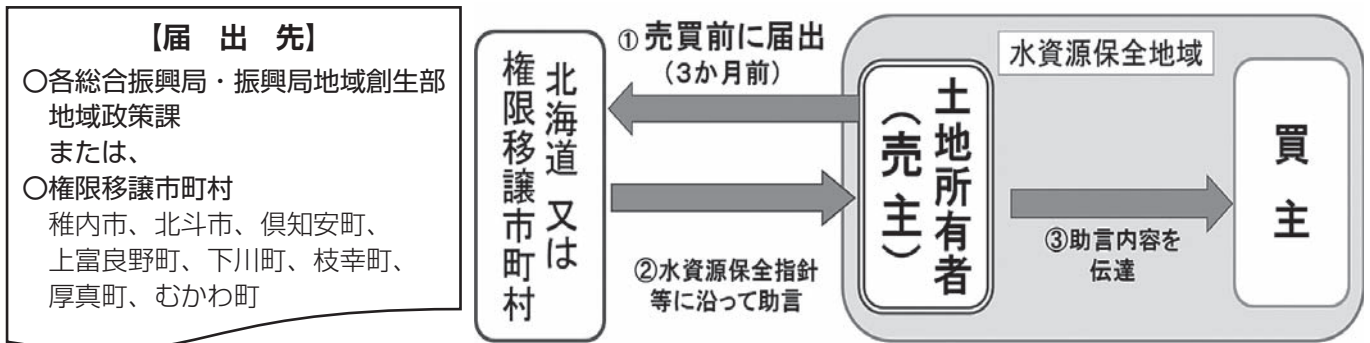


「北海道水資源の保全に関する条例」に基づく事前届出について

この条例は、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、道民の総意として制定したものであり、水資源保全地域に指定された区域内で土地取引行為を行う場合は、土地の権利者は、契約締結の3か月前までに知事へ届出が必要です。



届出先は、土地の所在する北海道総合振興局・振興局、又は道の事務の権限移譲市町村（上記8市町）です。

また、指定地域は、地域を管轄する道総合振興局・振興局、又は北海道のホームページで確認できます。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen.htm>



※お問い合わせ先 北海道総合政策部計画局土地水対策課水資源保全係 (TEL: 011-204-5178)

自筆証書遺言書保管制度の創設から 2周年を迎えます！

自筆で作成した遺言書を1件3,900円で法務局に保管することができる制度が令和2年7月にスタートしました。函館地方法務局では、“遺言者の最終意思を確実に託す方法として活用を”と制度をPRしています。

遺言の方式には、主に公証人が関与して作成し、公証役場に保管する公正証書遺言と、自分で書いて自分で保管する自筆証書遺言があります。

自筆証書遺言は費用を要さず、遺言者本人だけで作成できるなど手軽で自由度が高い反面、遺言者の死亡後、相続人に発見されなかったり、一部の相続人などによって書き換えられてしまうといった「保管」についての問題点が指摘されていました。

そこで、自筆証書遺言のメリットを損なわず、保管の問題点を解消するための方策として、法務局で自筆の遺言書を補完する「自筆証書遺言書保管制度」が創設されました。

この制度を利用することで、遺言書の紛失などが防止されるほか、遺言書の存在の把握が容易となり、「遺言者の最終意思の実現」、「相続手続の円滑化」が図られます。

《利用にあたっての留意点》

- ① 法務局では遺言の内容についての相談に応ずることはできません。
- ② 本制度は保管された遺言書の有効性を保証するものではありません。

あなたの遺言書を
法務局が
お預かりします



自筆証書遺言書保管制度の
詳細は
法務省のホームページから



http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_0051.html

※お問い合わせ 函館地方法務局 供託課 (TEL: 0138-23-9538)